

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	西栗倉村

西栗倉村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 西栗倉村役場産業観光課
所 在 地 岡山県英田郡西栗倉村影石 2
電 話 番 号 0868-79-2111
F A X 番 号 0868-79-2125
メールアドレス nishisankan@vill.nishiawakura.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）ハト類（キジバト、カワラバト）スズメ類（ニュウナイスズメ、スズメ）サギ類（アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ）、カワウ、タヌキ・イタチ等小型動物
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	岡山県英田郡西粟倉村全域

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻・野菜	1,967千円 1.900ha
ニホンジカ	水稻・野菜	3,785千円 3.770ha
	スギ・ヒノキ	7,591千円 10.800ha
ニホンザル		0千円 0.000ha
カラス類・ハト類 スズメ類	野菜	10千円 0.100ha
サギ類、カワウ	水稻	10千円 0.100ha
タヌキ・イタチ等 小型動物	野菜・果樹	24千円 0.060ha
ツキノワグマ	果樹	5千円 0.012ha

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

○イノシシ			
西粟倉村内全域に生息し、農作物の食害、倒伏の被害が出ている。また、秋から冬にかけてはエサを求めて畦道を掘り返す等、多岐にわたる被害を及ぼしている。			
捕獲頭数の推移		（単位：頭）	
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
8	21	16	17

○ニホンジカ

村内全域に生息し、農作物の食害、倒伏の被害が出ている。山間部ではスギ・ヒノキの樹皮が食害を受けている。冬期間は、民家の庭先への出没が目立ち、庭木等の食害も深刻である。推計値では、増加していると考えられ、今後も被害の拡大が予想される。

捕獲頭数の推移

(単位：頭)

平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
2 9 2	4 4 6	4 8 7	2 6 6

○ニホンザル

村内の中央部～北部にかけて生息し、野菜や柿、栗の木などを食害している。被害は現在の所ない。

○ カラス類・ハト類・スズメ類

村内全域に生息し、稲穂の食害を主とする他、果樹園等に被害を及ぼしているが、まだ今のところ小規模である。

○ サギ類、カワウ

村内全域に生息し、吉野川流域でのイワナの食害をしている他、育苗期の水田を荒らす被害を及ぼしている。

○ タヌキ・イタチ等小型動物

村内全域に生息し、田畑の食害、家屋への侵入等の被害の他、田畑の畦に巣を掘り、崩落を起こす等の被害が発生している。被害額としては算出されないが、小規模ながら被害件数は多く、ほぼ村内全域で発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成31年度）	
イノシシ	1,967千円	1.900ha	1574千円	1.520ha
ニホンジカ	11376千円	14.570ha	9100千円	11.653ha
ニホンザル	0千円	0.000ha	0千円	0.000ha
カラス類・ハト類 スズメ類	10千円	0.100ha	8千円	0.080ha
サギ類、カワウ	10千円	0.100ha	8千円	0.080ha
タヌキ・イタチ等 小型動物	24千円	0.060ha	24千円	0.060ha
ツキノワグマ	5千円	0.012ha	4千円	0.010ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	年間を通して西粟倉村猟友会に有害鳥獣駆除を依頼しており、捕獲に対して奨励金を交付している。	猟友会員の若年化により、捕獲の減少が進んでおり、今後新人の育成が急務である。
防護柵の設置等に関する取組	国、県及び村の補助事業、農業共済組合による事業を活用し、防護柵設置の補助を行っている。	- 農林業従事者の高齢化が進んでおり、進入防止柵を有効に活用するための設置・維持管理が困難となっている。 - 補助申請については集落団体等での団地的な取組みを呼び掛けているが、山間部の地理的条件により個人での申請が多い。 - 進入防止柵を設置したものの、急傾斜から駆け下りてくるシカ、柵の根元を掘り返すイノシシなど、被害を完全には防げていない。ま

		た、設置した柵の経年劣化による侵入がある。
--	--	-----------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○ 効率的かつ有効な防止柵の設置

山間部のため、団地での取組みが難しい箇所も見られるが、集落等での資材の一括購入によるコスト低減、団地的な取組みを推進する。

○ 耕作放棄地の適正管理

隠れ場となる緑草帯を除草し、ニホンジカを田畑へ近づけなくさせる。

○ 複合的な防止柵の設置

イノシシ・ニホンジカ等の大型動物の被害規模が大きいことから、これまで電気柵やワイヤメッシュ等の防止柵を優先して設置する。また同時に、タヌキ・イタチ等の小型動物の侵入対策の為、電気柵とトタン、ワイヤメッシュとネットといったような、複合的な防止柵の設置を推進していく。

○ 捕獲従事者の育成及び農業者によるわな免許取得・自己防衛の推進

若年化に伴う狩猟者の経験不足に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。捕獲従事者の育成を行うと同時に自己防衛のためのわな免許取得の推進をはかる。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業従事者等からの依頼を受け、西粟倉村猟友会で結成された有害鳥獣駆除班が、有害鳥獣の捕獲を行なう。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ハト類(キジバト、カワラバト)、スズメ類(ニューナイスズメ、スズメ)、サギ類(アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ)、カワウ、タヌキ・イタチ等小型動物、ツキノワグマ	狩猟者の確保・育成のため、狩猟免許の取得を推進する。
30	同上	同上
31	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○ イノシシ 本村では、イノシシの頭数は、一定数の捕獲があるが、捕獲に際し一定以上の技能を有する事から潜在するイノシシの頭数に変化は無いと見られる。したがって、捕獲計画数は80頭とする。 ○ ニホンジカ ニホンジカについては農林業に最も被害を及ぼしており、捕獲計画数は、前回計画より50頭増やし400頭とし、被害の軽減を目指す。 ○ ニホンザル ニホンザルについては現在のところ被害はないが、近隣の状況により今後は増加が見込まれる。地域での聞き取りでは約30頭が生息しているものとされており、捕獲計画数は2頭とする。 ○ カラス類・ハト類・スズメ類 ベリー、リンゴにも被害が増えてきたため、捕獲して個体密度を下げ、被害の軽減を図る。 ○ サギ類、カワウ

吉野川流域での水産物被害があるが、被害金額としては報告は無いが、今後増加が見込まれる為、有害鳥獣捕獲による被害の軽減を図る。

○ タヌキ・イタチ等小型動物

被害は小規模ながら被害件数は多いため、捕獲檻による有害鳥獣捕獲を実施し被害を軽減させる。

○ ツキノワグマ

農作物への被害は少ないが、度重なる民家周辺への出没による精神被害だけでなく、人身被害発生のおそれも高まっている為、個体群の長期にわたる安定的な維持を目指す必要がある。県のツキノワグマ保護計画に基づき、人身被害の危険性が高まった場合に捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	80	80	80
ニホンジカ	400	400	400
ニホンザル	2	2	2
カラス類・ハト類 ・スズメ類	30	30	30
サギ類、カワウ	5	5	5
タヌキ・イタチ等 小型動物	30	30	30
ツキノワグマ	1	1	1

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなを用いて4月1日から11月14日、翌年3月16日から3月31日にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ハト類(キジバト、カワラバト)、スズメ類(ニューナイスズメ、スズメ)、サギ類(アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ)、カワウ、タヌキ・イタチ等小型動物、ツキノワグマを対象として捕獲を行なう。対象区域は西栗倉村全域である。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画（単位：m）

対象鳥獣	整備内容					
	29年度		30年度		31年度	
イノシシ ニホンジカ ※ 電気柵は 4段を想定	電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット		電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット	1,000	電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット	1,000
ニホンザル ※ 電気柵は ネットタイプを想定	電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット		電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット		電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット	
タヌキ・イタチ 等小型動物	電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット		電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット	500 500	電気柵 ワイメッシュ トタン柵 ネット	500 500

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

29	イノシシ ニホンジカ	・ 鳥獣保護管理計画に基づき、村猟友会と協力して、適正な個体数調整に努める。 ・ 各地区からの被害報告、要望に基づいて、防止柵設置を推進し、山から下りてくるイノシシ・シカを田畑へ近づけないよう、被害防除を実施する。
30	同上	同上
31	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岡山県美作県民局	鳥獣被害に関する情報提供並びに協議会への助言を行う。
美作警察署	鳥獣に関する情報提供並びに、有害鳥獣捕獲を行う。
西粟倉村役場産業観光課	鳥獣被害に関する情報提供並びに協議会事務、関係機関との連絡調整を行う。
西粟倉村猟友会	有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

西粟倉村産業観光課	→ 西粟倉村猟友会事務局 → 美作警察署 → 岡山県美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課 森林企画課
-----------	--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西粟倉村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西粟倉村役場 産業観光課	鳥獣捕獲事務を担当し、鳥獣による農林業被害の状況把握、被害防止対策指導、協議会に関する連絡調整を行う。
西粟倉村猟友会	有害鳥獣捕獲の実施及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課 森林企画課	オブザーバーとして鳥獣害全般の有効な防止対策の意見提言・指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(1) 村長が村職員から指名する者
(2) 西粟倉村猟友会の会員のうち、有害鳥獣駆除班員であり、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから村長が任命する者
(1) (2) により実施隊を構成している。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村内全域における農林作物の被害は深刻な状態である。また、村内全域で高齢化が進んでいるため、地域自らの手による被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等が困難な状況にある。

そこで、広範囲の被害防止対策（被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等）を講じる場合に、地域全体での取組みを検討し実施する。

また、ツキノワグマ対策としては、人里に寄せ付けないための放任果樹の除去

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場で埋設するなどの適切な処理を捕獲者に依頼する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品活用として有効利用を目指すため、施設の有効活用を行うと共に人材の確保を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

村内全域での鳥獣被害に対する意識の向上のための啓蒙活動を実施。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。